滑川町特別支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、障害のある児童若しくは生徒又は特別支援学級に通う児童若しくは生徒の就学の特殊事情にかんがみ、当該児童又は生徒の保護者に対し、その負担能力の程度に応じ、就学に伴う費用の一部(以下「就学奨励費」という。)を補助することとし、もって特別支援教育の振興に資することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 支援学級就学者等 次のいずれかに該当する児童又は生徒をいう。
    - ア 滑川町立小学校又は中学校(以下「町立学校」という。)の特別支援学級(学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項に規定する特別支援学級をいう。)に就学する児童又は生徒
    - イ 町立学校に在籍し、かつ、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒
  - (2) 保護者 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第16条に定める保護者をいう。

(支給対象者)

- 第3条 就学奨励費の支給対象者は、町立学校の特別支援学級に就学する児童又は生徒(以下「児童等」という。)の保護者(以下「保護者」という。)とする。ただし、次に掲げる者を除くものする。
  - (1) 滑川町就学援助費支給要綱(平成18年教育委員会告示第2号)に基づき、要保護者及び準要保護者に認定をされている者
  - (2) 前年の収入額が需要額の2.5倍以上の者

(収入額・需要額調書等の提出)

第4条 滑川町長(以下「町長」という。)は保護者に対し、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書(様式第1号。以下「収入額・需要額調書」という。)、町民課課税内容確認同意書(様式第2号)、新規対象者又は預金口座の変更を希望する者においては支払金口座振替依頼書(新規・変更)を児童等が在籍する学校長(以下「学校長」という。)を通じて提出させ

るものとする。

2 保護者は、就学奨励費を辞退する場合は、辞退届(様式第3号)を学校長を通じて町長に提出 するものとする。

(支弁区分の決定及び通知)

- 第5条 町長へ提出された収入額・需要額調書を基に、滑川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)がその内容を審査し、支弁区分の決定を行い、該当する審査結果を学校長を通じて、特別支援教育就学奨励費支給決定通知書(様式第4号)、特別支援教育就学奨励費却下決定通知書(様式第5号)、特別支援教育就学奨励費審査不可通知書(様式第6号)により保護者に通知するものとする。
- 2 就学奨励費の支弁区分は次の各号に掲げるものとし、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号。以下「令」という。)第2条の規定に基づく。(算定は、当該年度に納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった前年1月から12月までの同生計世帯の世帯員全員の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額により決定する。)
  - (1) 第Ⅰ段階 収入額が需要額の1.5倍未満の保護者
  - (2) 第Ⅱ段階 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の保護者
  - (3) 第Ⅲ段階 収入額が需要額の2.5倍以上の保護者

(支給対象経費及び支給額)

- 第6条 就学奨励費の支給の対象となる経費及び支給額は、別表のとおりとする。ただし、支給額は毎年度国が定める特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)の示す単価を限度額とする。
- 2 次に掲げる支給項目については、保護者が購入した学用品等の領収書及びレシートを校長を経 由して町長に提出し、その後教育委員会が領収書等を基に下記項目の算定を行う。
  - (1) 学用品・通学用品購入費(加算分の体育実技用具費も含む。)
  - (2) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費
- 3 町長は、前項の規定による経費の確認のほか、支給対象項目について学期ごとに校長に確認し、 就学奨励費の支給額を決定する。ただし、別表に定めるもののうち職場実習交通費及び交流学習 交通費以外の経費については、次の各号のいずれかに該当する者を除いて支給する。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助を受けている保護者
  - (2) 滑川町就学援助費支給要綱の規定による就学援助費の認定を受けている保護者 (経費明細書等の堤出)

第7条 学校長は、修学旅行費及び校外活動費の支出があった場合は、経費全般について、学期ご とに領収書の写しを添付した経費明細書を町長に提出しなければならない。

(支給方法)

第8条 就学奨励費の支給は、保護者指定の預金口座に8月、1月、3月の年3回支給するものとする。

(就学奨励費の返還)

- 第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支給した就学奨励費の全部又は一部 を返還させることができる。
  - (1) 生活保護法の規定による教育扶助又は滑川町就学援助費支給要綱の規定による援助費の受給認定を受けたとき。
  - (2) 住所及び通学方法等収入額・需要額調書の内容に変更を生じたとき。
  - (3) その他町長が必要と認めるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

### 附 則

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

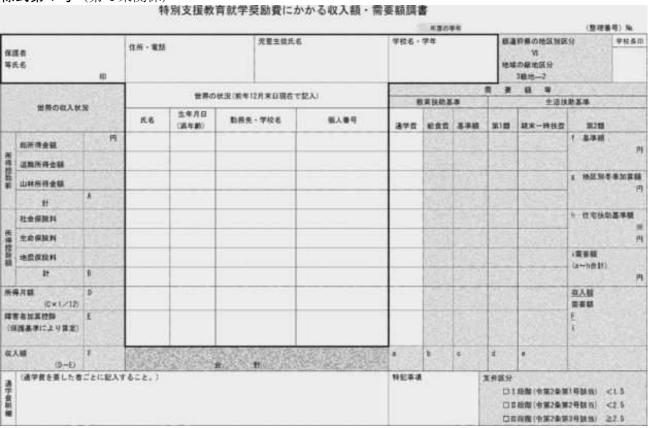
### 別表 (第6条関係)

支給費目	支弁区分	内容	支給額
学用品•通学用品	第Ⅰ段階及び第Ⅱ	  支援学級就学者等が通常必	左記の実費の半額(支給額
費	段階	 要とする学用品及び通学用	は、毎年度国が定める特別支
		品の購入費	援教育就学奨励費補助金(小
			学校及び中学校分)の示す単
			価を限度額(以下「特別支援
			教育就学奨励費補助金にお
			ける国の限度額」という。)
			とする。)
校外活動費(宿泊	第Ⅰ段階及び第Ⅱ	 支援学級就学者等が学校行	左記の実費の半額(支給額
を伴わないもの)	段階	事として宿泊を伴わない校	は、特別支援教育就学奨励費
		外活動に参加するために直	補助金における国の限度額

	T	T	
		接必要な交通費及び見学料	とする。)
校外活動費(宿泊	第Ⅰ段階及び第Ⅱ	支援学級就学者等が学校行	左記の実費の半額(支給額
を伴うもの)	段階	事として宿泊を伴う校外活	は、特別支援教育就学奨励費
		動に参加するために直接必	補助金における国の限度額
		要な交通費及び見学料	とする。)
新入学児童生徒	第Ⅰ段階及び第Ⅱ	新たに入学する支援学級就	左記の実費の半額(支給額
学用品•通学用品	段階	学者等が通常必要とする学	は、特別支援教育就学奨励費 は、特別支援教育就学奨励費
費		用品及び通学用品の購入費	 補助金における国の限度額
			とする。)
修学旅行費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ	修学旅行に要する経費のう	左記の実費の半額(支給額
	段階	ち、修学旅行に直接必要な交	  は、特別支援教育就学奨励費
		 通費、宿泊費、見学料並びに	 補助金における国の限度額
		修学旅行に必要な経費とし	とする。)
		て均一に負担すべきことと	
		なる記念写真代、医療品代、	
		旅行傷害保険料、ガイド料、	
		しおり代、通信費及び旅行取	
		扱料金	
学校給食費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ	支援学級就学者等の学校給	左記の実費の半額(町の給食
	段階	食費に要する費用	 費が上限となるが、給食費が
			日割りになる等の場合は別
			途算定を行う。)
通学費	第Ⅰ段階、第Ⅱ段階	最も経済的な通常の経路及	左記の実費、支弁区分が第Ⅲ
	及び第Ⅲ段階	び方法にて通学するために	段階である場合1/2支給。
		利用する交通機関の旅客運	※町の規則を基に算定
		賃等	
職場実習交通費	第Ⅰ段階、第Ⅱ段階	    支援学級就学者等(中学校の	 左記の実費、支弁区分が第Ⅲ
	及び第Ⅲ段階	特別支援学級に就学する者	段階である場合1/2支給。
		  に限る。)が職場実習に参加	  ※支給対象者がいた場合、町

		する場合の交通費	長が別に定める。
交流学習交通費	第Ⅰ段階、第 <b>Ⅱ</b> 段階	支援学級就学者等が交流及	左記の実費、支弁区分が第 <b>Ⅲ</b>
	及び第Ⅲ段階	び共同学習に参加する場合	段階である場合1/2支給
		の交通費	※支給対象者がいた場合、町
			長が別に定める。

### 様式第1号(第4条関係)



様式第	2 문	(笙4	冬関係)
ᆥᄽᆚᅛᇷ	4 7	\ <i>t</i>	

町民税課税内容確認同意書

元号 年度特別支援教育就学奨励費の申請に伴い、最新年度の住民税課税状況(世帯全員のもの)の内容確認を滑川町長が行うことに同意いたします。

元号 年 月 日

(あて先)

滑川町長

 住
 所

 氏
 名
 ⑩

 個人番号

様式笋3号	(第4条関係)
恢玖弗3万	【

特別支援教育就学奨励費辞退届

元号 年度 特別支援教育就学奨励費の申請は辞退いたします。

元号 年 月 日

# (あて先)

滑川町長

<u>住</u> 所 氏 名

### 様式第4号(第5条関係)

文書記号第 号 元号 年 月 日

学校名・学年 学校 年生

 保護者名
 様

 児童生徒名
 様

滑川町長 @

## 特別支援教育就学奨励費支給決定通知書

元号 年 月 日付けで申請のあった特別支援教育就学奨励費の支給申請については、下記 のとおり決定したので通知します。

記

- 1 審査結果 支給(支弁区分「 段階」のため)
- 2 結果理由 「収入額/需要額」の係数が基準を満たすため。
- 3 補助金支給対象
- 4 その他
- 注) この決定に対して不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か 月以内に町長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消を求める訴えは、その決定を知った日から6か月以内に町を被告として提 起することができます。

### 様式第5号(第5条関係)

文書記号第 号

元号 年 月 日

学校名・学年 学校 年生

保護者名 様 児童生徒名 様

滑川町長

### 特別支援教育就学奨励費却下決定通知書

元号 年 月 日付けで申請のあった特別支援教育就学奨励費の支給申請につい ては、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 審査結果 却下
- 2 結果理由
- 3 補助金支給内容

注) この決定に対して不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3か月以内に町長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消を求める訴えは、その決定を知った日から起算して6か月以内に町を 被告として提起することができます。

### 様式第6号(第5条関係)

文書記号第 号

元号 年 月 日

学校名・学年 学校 年生

 保護者名
 様

 児童生徒名
 様

滑川町長 @

## 特別支援教育就学奨励費審查不可通知書

元号 年 月 日付けで申請のあった特別支援教育就学奨励費の支給申請につい ては、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 審查結果 審查不可

2 結果理由 世帯員の所得が未申告のため。

3 その他 税情報を確認したところ、世帯員( 様)の所得が未

申告により確定していないため審査ができない状況となって います。したがって、現状では「支給決定の為の審査不可」

となりますのでご承知おきください。

注) この決定に対して不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して3か月以内に町長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消を求める訴えは、その決定を知った日から6か月以内に町を被告 として提起することができます。